

(令和7年6月13日提出)

令和7年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和 7 年 6 月議会定例会議案

目 次

議案第 4 6 号	令和 7 年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・	1
議案第 4 7 号	新潟市職員の育児休業等に関する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
議案第 4 8 号	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1 2
議案第 4 9 号	新潟市市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1 4
議案第 5 0 号	新潟市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1 9
議案第 5 1 号	新潟市保育所条例の一部改正について・・・・・・・・・・	2 5
議案第 5 2 号	新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部改正について・・・・・・・・	2 6
議案第 5 3 号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・	2 7
議案第 5 4 号	新潟県公安委員会委員の推薦について・・・・・・・・・・	2 9
議案第 5 5 号	権利の放棄について・・・・・・・・・・	3 0
議案第 5 6 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 1
議案第 5 7 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 2
議案第 5 8 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 3
議案第 5 9 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 4
議案第 6 0 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 5
議案第 6 1 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 6
議案第 6 2 号	財産の取得について・・・・・・・・・・	3 7
議案第 6 3 号	契約の締結について・・・・・・・・・・	3 8
議案第 6 4 号	契約の締結について・・・・・・・・・・	3 9
議案第 6 5 号	契約の締結について・・・・・・・・・・	4 0
議案第 6 6 号	契約の締結について・・・・・・・・・・	4 1
議案第 6 7 号	契約の変更について・・・・・・・・・・	4 2

議案第 6 8 号	契約の変更について	4 3
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 4
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	4 5
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	4 7
報告第 3 号	事故繰越繰越計算書の報告について	5 3
報告第 4 号	予算繰越計算書の報告について	5 5

議案第 4 6 号

令和 7 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 9 4, 9 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 8, 2 1 3, 9 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		79,681,156	30,268	79,711,424
	2 国庫補助金	19,588,263	30,268	19,618,531
20 県支出金		23,281,663	51,531	23,333,194
	2 県補助金	5,932,731	51,531	5,984,262
24 繰越金		20,201	434,019	454,220
	1 繰越金	20,201	434,019	454,220
26 市債		32,631,100	779,100	33,410,200
	1 市債	32,631,100	779,100	33,410,200
歳 入	合 計	426,919,000	1,294,918	428,213,918

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		47,376,392	551,000	47,927,392
	1 総務管理費	42,305,184	359,500	42,664,684
	2 徴税費	2,906,790	191,500	3,098,290
3 民生費		141,677,540	30,268	141,707,808
	2 児童福祉費	53,449,648	15,000	53,464,648
	5 老人福祉費	27,843,794	15,268	27,859,062
6 農林水産業費		6,002,327	89,550	6,091,877
	1 農業費	2,784,726	59,550	2,844,276
	3 水産業費	402,493	30,000	432,493
8 土木費		60,849,233	562,000	61,411,233
	2 道路橋りょう費	26,662,665	562,000	27,224,665
10 教育費		60,523,589	48,700	60,572,289
	1 教育総務費	6,969,752	48,700	7,018,452
11 災害復旧費		1,938,170	13,400	1,951,570
	2 その他施設災害復旧費	288,170	13,400	301,570
歳 出	合 計	426,919,000	1,294,918	428,213,918

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市役所旧分館解体事業	626,380
		人事・給与システム改修事業	48,700
		次期共通基盤システム構築事業	26,000
		西蒲区役所新庁舎整備事業	22,700
4 衛生費	2 清掃費	清掃事務所塵芥車購入費	14,500
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修事業	48,700

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
西蒲区役所新庁舎整備事業	令和 8年度から 令和10年度まで	429,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	451,000	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	627,700	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
漁港整備事業費	123,000	又は債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法	150,000	又は債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法
道路橋りょう整備事業費	14,957,100	発行	入れる場合 で、政府資	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	15,519,100	発行	入れる場合 で、政府資	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
その他施設災害復旧事業費	157,800	の地方公共団体との共同発行を含む。)	金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		171,200	の地方公共団体との共同発行を含む。)	金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

議案第 4 7 号

**新潟市職員の育児休業等に関する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について**

新潟市職員の育児休業等に関する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市職員の育児休業等に関する条例及び新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例**

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 2 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 2 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 9 条第 2 項から第 4 項までの規定中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 2 9 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項

に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１） 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２９条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第３０条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改め

る。

第 3 1 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 3 1 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 9 条の 2 第 1 項」を「第 1 9 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 9 条の 3 を第 1 9 条の 4 とする。

第 1 9 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 9 条の 3 とし、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 9 条の 2 任命権者は、新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）第 3 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 新潟市職員の育児休業等に関する条例第 3 2 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の新潟市職員の育児休業等に関する条例第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置

を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 8 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 2 8 年新潟市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（仕事と生活の両立支援）

第 9 条の 2 育児又は介護を行う教育職員の両立支援制度の利用については、勤務時間条例第 1 9 条の 2 から第 1 9 条の 4 までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第 1 9 条の 2 第 2 項中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、次の各号に掲げる規定（この条例による改正後の新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条の 2 において準用する規定をいう。）の例により、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、当該各号の規定により講じられたものとみなす。

- (1) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項 同項各号に掲げる措置
- (2) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の3第1項 同項に規定する措置
- (3) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の4 同条各号に掲げる措置

議案第 4 9 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市長の指定する場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 8 条第 2 項中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第 2 0 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 8 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 9 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 9 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 9 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、

同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第15条の4の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の4の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本

数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８９条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８９条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第２０条、第２８条第１項ただし書、第２９条の２第１項第３号及び第２９条の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日

（２） 附則第１５条の４の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日

（３） 第７条及び第８条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第７条の規

定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 20 条及び第 28 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 29 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 28 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の新潟市市税条例（以下「旧条例」という。）第 28 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 29 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の4の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新潟市市税条例第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の4の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）新潟市市税条例第90条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の4の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第15条の4の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 1 2 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（7）の表に次のように加える。

1 0	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可申請手数料		
	（1） 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は、次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分による。		
	ア 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	1 6 , 0 0 0 円
	イ 5 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	2 5 , 0 0 0 円
	ウ 1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	3 6 , 0 0 0 円
	エ 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	5 0 , 0 0 0 円
	オ 3 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	6 1 , 0 0 0 円
	カ 5 , 0 0 0 平方メートルを超え 1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	7 9 , 0 0 0 円
	キ 1 0 , 0 0 0 平方メートルを超え 2	1 件につき	1 2 0 , 0 0 0

0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	円	
ク 2 0, 0 0 0 平方メートルを超え 4	1 件につき	1 9 0, 0 0 0
0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	円	
ケ 4 0, 0 0 0 平方メートルを超え 7	1 件につき	2 9 0, 0 0 0
0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	円	
コ 7 0, 0 0 0 平方メートルを超え 1	1 件につき	4 1 0, 0 0 0
0 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	円	
サ 1 0 0, 0 0 0 平方メートルを超え	1 件につき	5 3 0, 0 0 0
るもの	円	

(2) 土石の堆積に関する工事の場合は、次に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分による。

ア 5 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき	1 2, 0 0 0 円
イ 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0	1 件につき	1 5, 0 0 0 円
0 平方メートル以内のもの		
ウ 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2,	1 件につき	1 9, 0 0 0 円
0 0 0 平方メートル以内のもの		
エ 2, 0 0 0 平方メートルを超え 3,	1 件につき	2 2, 0 0 0 円
0 0 0 平方メートル以内のもの		
オ 3, 0 0 0 平方メートルを超え 5,	1 件につき	2 8, 0 0 0 円
0 0 0 平方メートル以内のもの		
カ 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1	1 件につき	3 1, 0 0 0 円
0, 0 0 0 平方メートル以内のもの		
キ 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2	1 件につき	3 6, 0 0 0 円
0, 0 0 0 平方メートル以内のもの		

	ク	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき	46,000円
	ケ	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき	63,000円
	コ	70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき	90,000円
	サ	100,000平方メートルを超えるもの	1件につき	120,000円
1 1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画変更許可申請手数料			
	(1)	盛土又は切土に関する工事の計画変更	変更許可申請1件につき、ア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が16,000円未満のときはその手数料の額は16,000円とし、その額が530,000円を超えるときはその手数料の額は530,000円とする。	
	ア	盛土又は切土に関する工事の設計の変更	盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小	

		後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じ前項第 1 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
イ	盛土又は切土をする土地の拡大に係る工事の面積の変更	拡大する盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項第 1 号に規定する額
(2)	土石の堆積に関する工事の計画変更の場合	変更許可申請 1 件につき、ア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が 12,000 円未満のときはその手数料の額は 12,000 円とし、その額が 120,000 円を超えるときはその手数料の額は 120,000 円とする。
ア	土石の堆積に関する工事の設計の変更	土石の堆積をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ前項第 2 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た

		額
	イ 土石の堆積をする土地の拡大に係る 工事の面積の変更	拡大する土石の堆積をする土地の面積に応じ前項第2号に規定する額
1 2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間 検査手数料 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積 の区分による。 (1) 1,000平方メートル以内のもの (2) 1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの (3) 3,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの (4) 20,000平方メートルを超 え40,000平方メートル以内の もの (5) 40,000平方メートルを超 え70,000平方メートル以内の もの (6) 70,000平方メートルを超 え100,000平方メートル以内の もの (7) 100,000平方メートルを 超えるもの	1件につき 2,300円 1件につき 3,400円 1件につき 4,500円 1件につき 9,000円 1件につき 18,000円 1件につき 32,000円 1件につき 45,000円

13	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定による証明書の交付手数料	1件につき 500円
----	---	------------

附 則

この条例は、令和7年7月18日から施行する。

議案第 5 1 号

新潟市保育所条例の一部改正について

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例の一部を改正する条例

新潟市保育所条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立新飯田保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部改正について

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成 1 6 年新潟市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新潟市亀田清掃センター附属運動公園の項を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 3 条の 3 を削る。

第 7 条中「又は広場（以下「多目的ホール等」という。）」を削る。

第 9 条及び第 1 0 条中「多目的ホール等」を「多目的ホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄 1（3）及び（4）を次のように改める。

（3） ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

（4） 法別表第 2（に）項第 5 号及び第 6 号に掲げるもの

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄 1 に次のように加える。

（5） 法別表第 2（ほ）項第 2 号（マージャン屋、ぱちんこ屋及び射的場を除く。）

に掲げるもの

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄 2（3）及び（4）を次のように改める。

（3） ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

（4） 法別表第 2（に）項第 5 号及び第 6 号に掲げるもの

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項ア欄 2 に次のように加える。

（5） 法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの

別表第 2 山谷北・善道地区地区計画区域の項カ欄中「道路に面する」及び「高さ 1. 5 メートル以下の」を削り、同項キ欄中「0. 5 メートル」を「1. 5 メートル」に改める。

別表第 2 舟戸地区地区計画区域の項エ欄中「舟戸 B－1 地区内」を「舟戸 B－1 地区内

にあつては道路境界線からは1メートル」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同項キ欄本文を次のように改める。

舟戸B－1地区内にあつては0.5メートル以下、舟戸B－2地区内にあつては1.5メートル以下。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

新潟県公安委員会委員の推薦について

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

高橋 香子

議案第 55 号

権利の放棄について

次のとおり権利の放棄をするものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

1 件名

金銭消費貸借契約に基づく貸付金

2 相手方

新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1

新潟地下開発株式会社

3 貸付金額

900,000,000 円

4 放棄する額

貸付金及びこれに係る放棄する日までに発生する遅延損害金

5 その他

当該相手方の所有不動産である西堀ローサの本市への寄附申し出を受け入れる。

議案第 56 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
ロータリ除雪車 (2.2m 級) (秋葉区)	1 台	57,420,000 円	新潟市東区海老ヶ瀬 45 番地 1 株式会社サカイ総合自動車 代表取締役 坂井 俊英

議案第 5 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（4.0m 級）（西蒲区）	1 台	40,403,000 円	新潟市西区山田 2 3 0 7 番地 1 0 8 日本キャタピラー合同会社 新潟営 業所 新潟営業所長 高橋 重喜

議案第 58 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（4.0m 級）（東区）	1 台	39,523,000 円	東京都港区白金 1 丁目 17 番 3 号 コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー 社長 砂山 雅彦

議案第 59 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.7m 級）（西蒲区）	1 台	39,380,000 円	東京都港区白金 1 丁目 17 番 3 号 コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー 社長 砂山 雅彦

議案第 6 0 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.7m 級）（東区）	1 台	39,380,000 円	東京都港区白金 1 丁目 1 7 番 3 号 コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー 社長 砂山 雅彦

議案第 6 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.7m 級）（江南区）	3 台	120,450,000 円	東京都港区白金 1 丁目 1 7 番 3 号 コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー 社長 砂山 雅彦

議案第 6 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.1m 級）（東区）	4 台	107,800,000 円	新潟市東区中興野 7 番 5 3 号 株式会社日の出自動車 代表取締役 野口 健太郎

議案第 6 3 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業建設工事	37,769,600,000 円	新潟市中央区東大通 1 丁目 2 番 2 3 号 J F E エンジニアリング 株式会社 新潟支店 支店長 篠原 剛

議案第 6 4 号

契約の締結について

次のとおり協定を締結するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
都市計画道路鳥屋野 潟南部東西線等の整 備(地盤改良工)の施 行に係る協定	1,580,898,000 円	新潟市中央区長潟 800 番地 鳥屋野潟南部地区土地区画整理組合 理事長 伊藤 明憲

議案第 6 5 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟駅万代広場中央 広場造園工事	371,140,000 円	日建・長生・畠山・鎌倉特定共同企業体 代表者 新潟市江南区割野 5 7 5 番地 1 株式会社 日建緑地 代表取締役 根本 晋哉 構成員 株式会社 長生園 構成員 株式会社 畠山種苗園 構成員 有限会社 鎌倉建材

議案第 6 6 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
南消防署大規模改修 工事	375,760,000 円	本間・加賀田特定共同企業体 代表者 新潟市中央区西湊町通 3 ノ町 3 3 0 0 番地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎 構成員 株式会社 加賀田組 新潟支店

議案第 6 7 号

契約の変更について

令和 6 年度議案第 1 4 5 号をもって議決を経て締結した「新潟市音楽文化会館大規模改修空気調和設備工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市音楽文化会館大規模改修空気調和設備工事	変更前 433,510,000 円	エアブラック・大洋・興洋・東特定共同企業体
	変更後 536,761,500 円	代表者 新潟市東区紫竹 7 丁目 1 5 番 7 号 エアブラック 株式会社 代表取締役 豊島 孝之 構成員 大洋工業 株式会社 構成員 興洋管建 株式会社 構成員 東工業 株式会社

議案第 6 8 号

契約の変更について

令和 6 年度議案第 1 4 6 号をもって議決を経て締結した「新潟市音楽文化会館大規模改修舞台照明設備工事」にかかる工事請負契約金額を次のように変更するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市音楽文化会館大規模改修舞台照明設備工事	変更前 397,100,000 円	興電・電友・渡辺特定共同企業体 代表者 新潟市中央区本町通 1 番町 1 6 7 番地 1 株式会社 興電社 代表取締役社長 本間 敏夫 構成員 株式会社 電友舎 構成員 株式会社 渡辺電気工業所
	変更後 440,639,100 円	

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

池田 肇

坂井 玲子

新田 利子

山本 町子

中野 高子

市川 孝幸

田沢 広一

小島 恵理子

高桑 一代

渋谷 義春

下田 幸

報告第 1 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

令和6年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				内部留保資金	
1 事業費	1 営業費用	取水施設撤去事業	521,400,000	178,200,000	180,073,396	358,273,396	322,589,000	35,684,396	35,684,396	35,684,396	

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	コージェネレーション設備更新事業	1,708,400,000	682,900,000		682,900,000		682,900,000	682,900,000	682,900,000	

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

令和6年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	旧小須戸新栄町住宅埋設物撤去事業	1,500,000	1,500,000					1,500,000
		ガバメントクラウド環境整備事業	169,000,000	168,962,000		168,962,000			
		東区役所前横断歩道橋撤去解体事業	57,500,000	57,500,000					57,500,000
		西蒲区役所新庁舎整備事業	42,000,000	32,931,000					32,931,000
		潟東地区西小学校利活用事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000
		地域コミュニティ育成事業	3,600,000	3,600,000					3,600,000
		荻川コミュニティセンター電気設備修繕事業	2,200,000	2,200,000					2,200,000
		自治会等集会所復旧補助事業	12,000,000	12,000,000					12,000,000
		音楽文化会館大規模改修事業	103,500,000	103,500,000			103,500,000		
		新潟市美術館改修事業	9,000,000	9,000,000			9,000,000		
		旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	30,594,000	30,594,000		15,297,000	15,200,000		97,000
		鳥屋野総合体育館大規模改修事業	14,000,000	14,000,000					14,000,000
		スポーツ施設アスベスト除去事業	31,300,000	31,300,000			29,700,000		1,600,000
	避難所環境整備事業	100,000,000	100,000,000		50,000,000			50,000,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム等改修事業	64,417,000	9,842,000		9,842,000			
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯支援給付金	3,130,000,000	201,546,000		195,818,000			5,728,000
		ひとり親世帯に対する物価高騰対策給付金	155,000,000	154,769,000		131,500,000			23,269,000
	2 児童福祉費	こども創造センター改修事業	30,000,000	30,000,000					30,000,000
		旧中野山ひまわりクラブ解体事業	19,904,000	19,904,000					19,904,000
		旧葛塚ひまわりクラブ解体事業	2,300,000	2,300,000					2,300,000
		旧葛塚東児童館解体事業	2,200,000	2,200,000					2,200,000
		障がい福祉費	障がい福祉システム改修事業	28,000,000	8,771,950				
		地方公共団体情報システム標準化対応事業	300,000,000	299,998,160					299,998,160
		あすなろ福祉園解体事業	3,800,000	3,800,000					3,800,000
		障がい福祉施設整備事業	445,250,000	407,800,000		271,866,000	135,900,000		34,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	5 老人福祉費	グループホーム整備事業	79,200,000	79,200,000		79,200,000			
		小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	79,200,000	79,200,000		79,200,000			
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	75,230,000	49,062,000		35,275,000	13,700,000		87,000
	7 災害救助費	被災家屋等の解体・撤去事業	3,814,000,000	3,343,100,000		1,832,400,000	1,510,700,000		
		被災者生活再建支援金	426,000,000	426,000,000		284,000,000			142,000,000
		液状化被災宅地等復旧支援事業	940,000,000	606,433,000		324,681,000			281,752,000
		被災住宅応急修理事業	1,110,800,000	1,016,462,930		1,016,462,930			
		液状化等被害住宅修繕支援事業	1,064,000,000	1,025,776,000					1,025,776,000
4 衛生費	1 保健衛生費	総合保健医療センター照明設備改修事業	3,685,000	3,685,000			3,600,000		85,000
		水道事業会計出資金	128,000,000	93,000,000			93,000,000		
		地域保健福祉センターLED化推進事業	1,683,000	1,683,000			1,600,000		83,000
		青山畜場改修事業	77,000,000	77,000,000			77,000,000		
		ゼロカーボン戦略推進事業	134,194,000	2,061,000	2,061,000				
		浄化槽設置整備事業補助金	2,970,000	936,000		279,000			657,000
	2 清掃費	新潟駅周辺喫煙所整備事業	21,056,000	21,056,000			6,300,000		14,756,000
6 農林水産業費	1 農業費	元気な農業応援事業	33,000,000	33,000,000		31,200,000			1,800,000
		園芸経営継続緊急支援事業	35,000,000	35,000,000		21,000,000			14,000,000
		保安林等保護管理事業	7,871,000	4,329,900				4,329,900	
		松くい虫防除対策費	74,900,000	74,900,000		49,280,000		4,255,000	21,365,000
		森林経営管理事業	10,120,000	10,120,000				10,120,000	
	2 農地費	県営土地改良事業費負担金	533,800,000	533,800,000			533,800,000		
		農業基盤整備促進事業	26,803,000	16,362,000		7,735,000	8,500,000		127,000
		農業基盤整備促進事業補助金	15,100,000	15,100,000			15,100,000		
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	11,800,000	1,180,000			1,100,000		80,000
	3 水産業費	漁業燃油等高騰対策事業	20,000,000	20,000,000					20,000,000
		漁港整備事業	70,611,000	58,117,400		16,200,000	34,100,000		7,817,400
		漁港管理費	1,400,000	769,000					769,000
7 商工費	1 商業費	生活応援プレミアム付商品券発行事業	335,000,000	335,000,000		284,700,000			50,300,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
		佐渡連携誘客事業	20,000,000	20,000,000		12,000,000		8,000,000
		新潟清酒を活用した誘客推進事業	30,000,000	30,000,000		18,000,000		12,000,000
		かほちや電車を活かした地域の魅力向上事業	45,000,000	45,000,000			45,000,000	
		白根まち歩き空間整備事業	16,700,000	16,700,000		8,350,000	7,500,000	850,000
		センター白岩前公衆トイレ解体事業	1,300,000	1,300,000				1,300,000
	2 工業費	省力化・省エネ化補助金	30,000,000	30,000,000		18,000,000		12,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	3,982,964,000	2,773,892,873		1,261,433,370	1,408,200,000	104,259,503
		道路橋りょう維持補修事業	677,000,000	489,790,000		264,819,500	224,800,000	170,500
		道路維持管理用車両購入事業	5,700,000	5,034,000			5,000,000	34,000
		私道災害復旧支援事業	440,000,000	440,000,000				440,000,000
		道路新設改良事業	4,431,875,000	4,147,002,488		1,609,439,526	2,312,200,000	2,000,000
		道路排水施設更新事業	8,000,000	7,370,000			7,300,000	70,000
		交通安全施設維持補修事業	5,000,000	2,000,000				2,000,000
	4 都市計画費	宅地等地震被害状況基礎調査事業	141,912,000	141,884,900		70,942,450		70,942,450
		上所駅整備事業	1,066,978,000	587,173,000		172,791,000	113,000,000	301,382,000
		新潟駅周辺整備事業	3,654,658,000	3,558,809,833		1,888,784,650	1,567,700,000	102,325,183
	5 公園緑地費	公園整備事業	38,000,000	38,000,000		19,000,000	19,000,000	
		公園緑地整備事業	400,553,000	254,776,150		94,174,075	150,400,000	10,202,075
		公園緑地管理事業	12,000,000	12,000,000			9,000,000	3,000,000
		松くい虫防除事業	6,864,000	6,864,000		4,804,000		2,060,000
		白山公園駐車場改修事業	9,700,000	9,700,000			9,700,000	
	6 都市排水応急対策費	都市排水応急対策事業	45,036,000	24,577,700			24,500,000	77,700
		都市排水施設維持管理事業	7,000,000	7,000,000				7,000,000
9 消防費	1 消防費	大型特殊車両維持補修費	35,000,000	34,980,000				34,980,000
		消防団器具置場建設事業	4,900,000	4,900,000			4,000,000	900,000
		西消防署空調改修事業	2,400,000	2,400,000			2,400,000	
		北消防署自家用給油施設整備事業	2,200,000	2,200,000			2,200,000	
10 教育費	1 教育総務費	通学車両整備事業	40,000,000	40,000,000			30,000,000	10,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 小学校費	学校空調設備整備事業	749,800,000	749,800,000			749,800,000		
		学校改修事業	2,498,100,000	2,498,100,000		577,500,000	1,920,600,000		
	3 中学校費	教師用教科書・指導書購入費	182,127,000	87,498,814					87,498,814
		学校空調設備整備事業	2,877,700,000	2,877,700,000			2,877,700,000		
		学校改修事業	2,480,100,000	2,480,100,000		538,400,000	1,941,700,000		
	4 高等学校費	教師用教科書・指導書購入費	2,883,000	2,880,058					2,880,058
		学校空調設備整備事業	461,500,000	461,500,000			461,500,000		
		学校改修事業	113,100,000	113,100,000			113,100,000		
	6 特別支援学校費	教師用教科書・指導書購入費	5,173,000	2,569,044					2,569,044
		学校改修事業	19,300,000	19,300,000		6,400,000	12,900,000		
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	4,687,524,000	4,090,456,600		2,728,334,552	1,362,100,000		22,048
		公園災害復旧事業	119,920,000	119,920,000		52,442,800	67,300,000		177,200
	2 その他施設災害復旧費	鳥屋野運動公園球技場災害復旧事業	390,440,000	390,440,000		260,293,000	130,100,000		47,000
		公立学校災害復旧事業	30,000,000	30,000,000		20,000,000	10,000,000		
		その他施設災害復旧事業	92,909,000	78,678,600		16,403,000	62,200,000		75,600
計			43,771,804,000	36,416,749,400	2,061,000	14,547,209,853	18,242,700,000	20,704,900	3,604,073,647

(中央卸売市場事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
1	中央卸売市場費	1 市場費	照明設備及び防災設備改修事業	2,800,000	2,800,000			2,800,000
計			2,800,000	2,800,000				2,800,000

(土地取得事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
1	土地取得事業費	1 事業費	一般国道116号新潟西道路用地先行取得事業費	94,600,000	94,600,000			94,600,000
計			94,600,000	94,600,000				94,600,000

報告第 3 号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

令和6年度 新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

(単位：円)												
款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
								国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与システム改修事業	372,900,000		372,900,000		372,900,000					372,900,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム等改修事業	54,575,000		54,575,000		54,575,000	54,575,000				
3 民生費	7 災害救助費	被災住宅応急修理事業	678,124,964		678,124,964		678,124,964	678,124,964				
		液状化等被害住宅建替・購入支援事業	156,500,000		156,500,000		156,500,000					156,500,000
		液状化等被害住宅修繕支援事業	496,290,000		496,290,000		496,290,000					496,290,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営復旧支援事業	2,863,000		2,863,000		2,863,000	2,363,000				500,000
	2 農地費	農地・農業用施設災害復旧事業費補助金	33,520,000		33,520,000		33,520,000		30,100,000			3,420,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	私道災害復旧支援事業	580,242,947	505,598,487	74,644,460		74,644,460					74,644,460
	4 都市計画費	バス利便性向上事業	12,870,000		12,870,000		12,870,000	6,435,000	5,700,000			735,000
	8 住宅費	市営住宅ストック改善事業	10,780,000		10,780,000	8,113,800	18,893,800	7,258,000	9,500,000			2,135,800
10 教育費	1 教育総務費	人事・給与システム改修事業	387,750,000		387,750,000		387,750,000					387,750,000
		通学車両整備事業	19,360,000		19,360,000		19,360,000		14,500,000			4,860,000
計			2,805,775,911	505,598,487	2,300,177,424	8,113,800	2,308,291,224	748,755,964	59,800,000			1,499,735,260

報告第 4 号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

令和6年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	17,026,390,000	5,759,731,873	10,919,136,000	7,247,000,000	3,631,958,000	40,178,000	347,522,127		関係機関との調整等による。

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	国庫補助金	出 資 金	他事業負担金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路更新事業	3,540,190,029	2,195,895,104	1,006,060,000	522,000,000	87,000,000	38,000,000		359,060,000	338,234,925		関係機関との調整等による。
		基幹管路整備事業	750,671,239	651,858,239	98,813,000			22,000,000		76,813,000			関係機関との調整等による。
		配水支管更新事業	4,084,656,783	3,102,284,082	902,363,000	503,000,000	63,000,000	33,000,000		303,363,000	80,009,701		関係機関との調整等による。
		配水支管整備工事	159,632,008	14,740,008	144,892,000				67,009,000	77,883,000			他事業体工事との工程調整等による。
		浄水場施設整備工事	940,451,590	17,694,590	922,757,000					922,757,000			部品調達の遅れ等による。
		止水バルブ等購入	48,070,000		48,070,000					48,070,000			関係機関との調整による。
計			9,523,671,649	5,982,472,023	3,122,955,000	1,025,000,000	150,000,000	93,000,000	67,009,000	1,787,946,000	418,244,626		

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	1,308,559,000	1,181,130,699	127,415,000	127,400,000	15,000	13,301		工事発注の遅れ等による。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	船見処理区合流改善貯留施設設置工事	1,529,000,000	984,840,000	544,160,000	321,415,000	222,686,000	59,000			工事現場等での障害による。
		船見処理区合流改善マンホールポンプ設備工事	34,870,000	13,900,000	20,970,000	10,485,000	10,485,000				他事業との工程調整による。
計			1,563,870,000	998,740,000	565,130,000	331,900,000	233,171,000	59,000			

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						内部留保資金			
1 事業費	1 営業費用	浄水設備修理工事	4,664,000		4,664,000	4,664,000			部品調達の違いによる。
		送水管更新工事基本設計業務	47,080,000		47,080,000	47,080,000			関係機関との調整による。
		浄水設備修理工事実施設計業務	1,078,000		1,078,000	1,078,000			関係機関との調整による。
		消火栓移設工事	3,839,000		3,839,000	3,839,000			施工内容の変更に伴う工程調整による。
		水管橋更新工事基本設計業務	13,640,000		13,640,000	13,640,000			関係機関との調整による。
		配水管撤去工事	9,570,000		9,570,000	9,570,000			他事業体工事との工程調整による。
		水管橋撤去工事基本設計業務	8,415,000		8,415,000	8,415,000			関係機関との調整による。
計			88,286,000		88,286,000	88,286,000			